

適正な事務の執行に努めることを求める決議

議会では、入札及び契約に関して以前から問題認識を持ち、公正性、透明性、競争性の観点から、執行機関に対し、適正な事務の執行に努めるよう求めてきた。しかし、令和2年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定に係る予算決算委員会第1分科会の審査では、次のことが明らかとなった。

企画政策部においては入札に係る予定価格と落札額が同額であった業務委託が2件あり、理由としては、いずれも入札に係る予定価格については、参考見積を複数者から徴し、予定価格とするべきであるところ、これまでの1者のみからしか徴しておらず、入札には複数者が参加したが結果的に参考見積を徴した事業者が落札したため、予定価格と落札額が同額であったとのことであった。また、財務部における予備費の審査では、仕様書の不備による不適切な参考見積のため入札中止となり、当初予算額が不足し、結果として予備費を充当する事例も見られた。

こうした事例を含め、令和2年度は、これまでも議論となっている企画政策部のデジタルガバメント推進調査業務委託の公募型プロポーザル実施に係る参加資格の確認の怠りや、教育委員会における不適切な参考見積による債務負担行為限度額の超過など、不適切な事務対応が相次いだ。

契約検査課では、毎年度、契約事務に係る担当者説明会を開催しているが、令和2年度の事例を受け、再発防止の取組として、各所属の契約事務における確認体制の強化を図るため、契約事務チェッ

クリストを作成した。さらに、参考見積の徴取方法について取扱要領を定め、参考見積を徴取するときに所属長の承認を得ることとするよう、令和3年3月に定めたところである。

しかしながら、今般の質疑を通し、各部各課においては、ミスは個人の問題と捉えられ、ミスを防ぐための組織としての危機感が低く、チェック体制が甘いと言わざるを得ないことが判明した。こうしたことが起こる背景には、市における前例踏襲の慣習や、作業の慣れによる思い込みやチェック不足、入札及び契約事務に関する職場全体の認識・知識不足、事業内容に対する理解不足など、組織全体の問題があると考ええる。また、住民福祉の向上に向けて、限りある財源の中で、より良い事業を執行するために入札及び契約事務は行われるべきであると考ええる。

よって、入札及び契約における事務の執行に当たっては、公正性、透明性、競争性の確保の重要性を理解した上で、前例にとらわれず、担当者だけではなく、市全体として組織的に是正し、適正な執行に努めることを求める旨を決議する。

令和3年9月27日

会 津 若 松 市 議 会